

廃棄物管理責任者講習の定期的な受講について（受講頻度を変更しました）

日ごろから、港区の清掃リサイクル行政にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

区では、廃棄物管理責任者の皆さま向け、ごみの減量・リサイクルの進め方や廃棄物の適正処理などの基礎的知識の取得を目的とした「廃棄物管理責任者講習会」を実施しています。

このたび、廃棄物管理責任者を中心とした、事業者の自己処理責任に基づくごみの発生抑制と適正処理を一層促進していくため、令和5年4月に「港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を改正し、定期的に講習を受講していただくこととなりました。

つきましては、下記のとおり受講いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

◆受講対象者

港区内にある事業用大規模建築物（事業用途に供する延床面積が1,000㎡以上の建築物）の廃棄物管理責任者

◆変更後の受講頻度

講習会の受講頻度を、新任の廃棄物管理責任者は選任から6か月以内、その後は3年ごととしました（令和5年4月1日施行）。

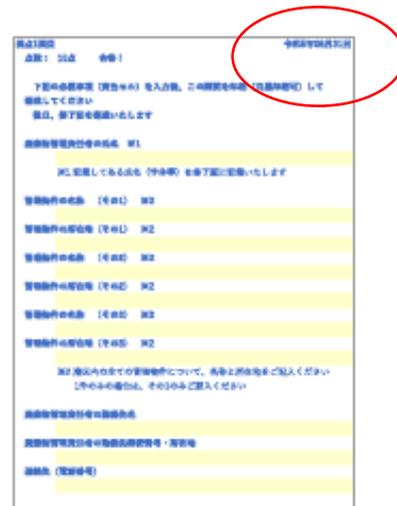
「従前」	「変更後」
・選任された日から6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の廃棄物管理責任者 ⇒選任された日から6か月以内 ・その他の廃棄物管理責任者 ⇒前回の廃棄物管理責任者講習を修了した日の翌日から起算して3年以内

「受講に当たって」

- ・廃棄物管理責任者として選任されて一度も受講していない方は、選任された日から6か月以内に受講してください。
- ・前回の講習会受講日からの経過期間が3年未満の方は、3年が経過するまでに受講してください（その後も同様）。
- ・廃棄物管理責任者を数年間継続しているなど、この通知が届いた時点ですでに前回の講習会受講日から3年が経過している方は、速やかな受講をお願いします。

《前回受講（修了）日の確認方法》

前回の受講時期	前回受講日
令和2年度までに受講された方 (区内会場にて対面形式で実施された方)	「廃棄物管理責任者講習会修了証」に記載のある日付
令和3年度以降に受講された方 (区ホームページにてオンライン形式で実施された方)	チェックテストで合格したことが分かる画面部分（又はその印刷）に記載のある日付 ※確認が難しい場合は、「廃棄物管理責任者講習会修了証」に記載のある日付



※受講者には廃棄物管理責任者講習会修了証を交付します。

※他区主催の講習会を受講されたとしても、港区主催の講習会を受講したことにはなりませんのでご注意ください。

※講習会は廃棄物管理責任者を対象としているため、新たに廃棄物管理責任者となる場合は、先に「廃棄物管理責任者選任届」をご提出いただき、その上で講習を受講ください。

◆根拠規定

港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

(廃棄物管理責任者の役割)

第6条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物・廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導
- (5) 港区及び所有者との連絡調整

(廃棄物管理責任者講習会の受講の義務)

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が前条に規定する事項を遂行するに当たって、必要な知識を付与させるため、別に定める講習会を選任された日から6か月以内に受講させなければならない。

2 前項の規定による講習会の受講は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に受講させるものとする。

(1) 新任の廃棄物管理責任者 その選任された日から6か月を経過する日までの期間

(2) 前号に掲げる廃棄物管理責任者以外の廃棄物管理責任者 前回の講習会を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間

(修了証の交付)

第8条 廃棄物管理責任者講習会受講者には、修了証(第1号様式)を交付する。